

受領者投稿

人体と機械の融合 —— 科学技術と社会の調和 ——

北海道大学大学院 法学研究科 教授 小名木 明 宏
(2018 年度受領者)

2018 年度に「人体と機械の融合に伴う法律問題についての研究」というテーマに研究助成をしていただいた。これは、近未来に人体がサイボーグ化された際に、どのような法的問題が生ずるのかということを研究課題としたものである。

すでに 2013 年に研究論文「科学技術時代と刑法のあり方——サイボーグ刑法の提唱」(北大法学論集 63 巻 6 号)を發表し、翌 2014 年にはドイツでのシンポジウムで研究報告、翌 2015 年にはドイツ語論文の公表と着々と研究は進行したが、その間、当初の状況とは異なり、さまざまな先端技術に関する新しい用語がメディアを賑わせてきており、法律分野においても、AI、ビッグデータ、Internet of things、ロボットという用語が従来とは異なり、普通に使われるようになってきていた。そこで、本研究では、エンハンスメントの適法性に重点を置いて検討し、2019 年に同名の研究論文「人体と機械の融合に伴う法律問題についての研究——科学技術と刑法の調和」(北大法学論集 70 巻 5 号)を公表することができた。

本稿を執筆している最中、パリ・オリパラ大会が開催されており、より早く、より高く、より長く、を目指して選手たちが競い合っている。しかし、もし、脚や腕を強化したら、どうなるのだろうか。それは明らかに物理的ドーピングであり、競技規程により失格となるであろう。

それでは、一般に日常生活でそのような手術を行うことは許されるのであろうか？単に、早く走りたいため、高く跳びたいために、神から与えられた以上の超

人能力を獲得していいのだろうか？そんなバカなことはあり得ないと思うかもしれないが、コンタクトレンズの強度を強くしたり、美容整形が普及している現状を見れば、人間の欲望が限らないことも相俟って、近未来には十分に起こりうることであるように思われる。ホモ・デウスとして人体改造してよいかが、法的にも倫理的にも問われるのである。生命・身体は本人の意思で自由に処分できるというリベリズムと生命・身体は一度限りのものであり、生来的な状況を保持すべきであるという保守的なパターンリズムとが対立する領域である。この問題は、その後も研究報告を行う機会に恵まれ、異分野融合を目指した北大・部局横断シンポジウム(2021 年)やトルコで開催された国際医事法会議(2023 年)でも報告を行なうことができ、分野を越えた研究交流も推進しており、今後もこれを継続していきたい。このような研究課題にご支援いただいた立石科学技術振興財団にはあらためて感謝申し上げる。

